

平成元年法律第六十五号
特定農産加工業経営改善臨時措置法

(目的)

この法律は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農産加工品」とは、農産物（畜産物を含む。以下同じ。）を原料又は材料として生産される飲食料品その他の農産物の加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

2 この法律において「特定農産加工業」とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品（これらの原料又は材料たる農産物を含む。）の輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者（計画の承認）

特定農産加工業者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「特定事業協同組合等」という。）は、特定設備（特定農産加工業に属する事業において農産加工品を生産する設備で、その生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の廃棄、事業の転換（他の農産加工業への転換に限る。第五条第一項において同じ。）、新商品又は新技術の研究開発又は利用（農産加工業に係るものに限る。）、事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置（特定事業協同組合等にあっては、その構成員の経営の改善を図るために定めた措置。以下「経営改善措置」という。）に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適當である旨の承認を受けることができる。

2 特定農産加工業者又は特定事業協同組合等は、他の特定農産加工業者、他の特定事業協同組合等、関連業種（その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、特定農産加工業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。）に属する事業を行う者（以下「関連農産加工業者」という。）又は事業協同組合その他の政令で定める法人で関連農産加工業者を構成員とするもの（以下「関連事業協同組合等」という。）と共同して、その行う事業（特定事業協同組合等又は関連事業協同組合等にあっては、その構成員のため行う事業）について事業提携（生産、保管、販売若しくは新商品若しくは新技術の研究開発（農産加工業に係るものに限る。）の共同化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為をいう。以下同じ。）に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適當である旨の承認を受けることができる。

3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 経営改善措置の目標
- 2 経営改善措置の内容及び実施時期
- 3 経営改善措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 事業提携の目標
- 2 事業提携の内容及び実施時期
- 3 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一條に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等（第三条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）に対し、食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要なもののうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのためには施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なもの又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なものであつて、他の金融機関が融通することを困難とするもの（中小企業者（同法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

3 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第二号の規定の適用については、同法第十一條第一項第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」と、同法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」とする。

第六条 削除

(資金の確保)

第七条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等が承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第八条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等に対し、経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(合理化施策の推進)

第九条 国及び都道府県は、特定農産加工業者が行う経営改善措置又は事業提携と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(雇用の安定等)

第十条 国は、特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、特定農産加工業者が事業の転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徵収)

第十二条 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十一年六月三十日限り、その效力を失う。ただし、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その後も、なおその效力を有する。

(施行期日)

附 則 (平成二年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(この法律は、公布の日から施行する。)

附 則 (平成一一年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一六年六月九日法律第九三号)
 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則) (平成二一年六月二十四日法律第五六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

第五十条 第一項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六二号)
 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(附 則) (平成二八年三月三一日法律第一五号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則) (令和元年六月五日法律第二二号)
 この法律は、公布の日から施行する。

(附 則) (令和六年四月一二日法律第一五号)
 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。